

# 講義 4

## 相談者像の理解

家計相談支援事業所を訪れるのはどの様な人？

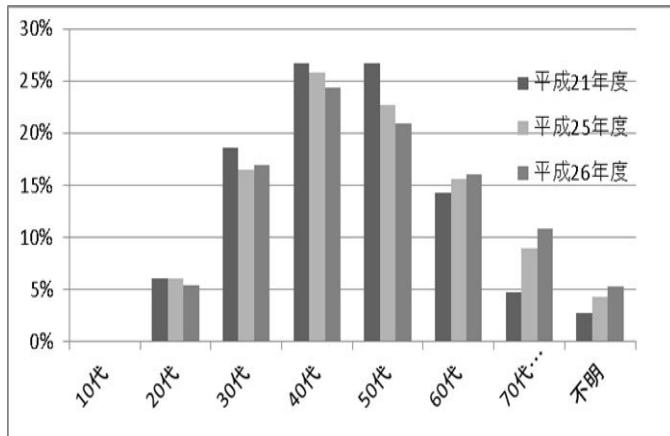


# 1. 家計相談支援事業所の相談者の状況

(グリーンコープ生活再生相談室 平成21年度～26年度の実績データより)

## (1) 相談者の年齢

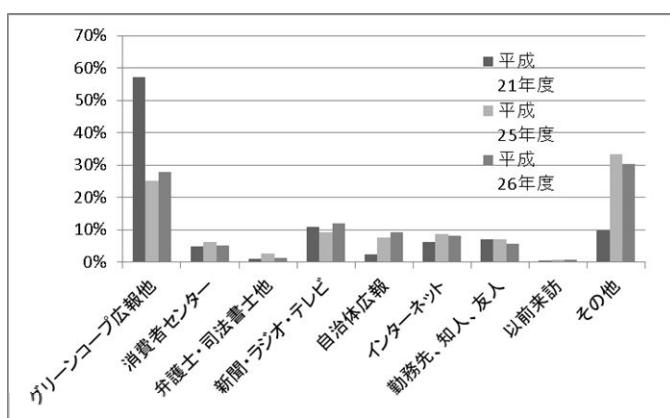
※40代～50代が一番多く、60代～70代の相談者が増えてきている。



年代	平成21年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
10代	0	0%	2	0%	1	0%
20代	108	6%	123	6%	125	5%
30代	332	19%	336	16%	389	17%
40代	475	27%	527	26%	558	24%
50代	476	27%	464	23%	481	21%
60代	255	14%	318	16%	367	16%
70代以上	85	5%	182	9%	248	11%
不明	50	3%	87	4%	122	5%
計	1781	100%	2039	100%	2291	100%

## (2) 相談のきっかけ

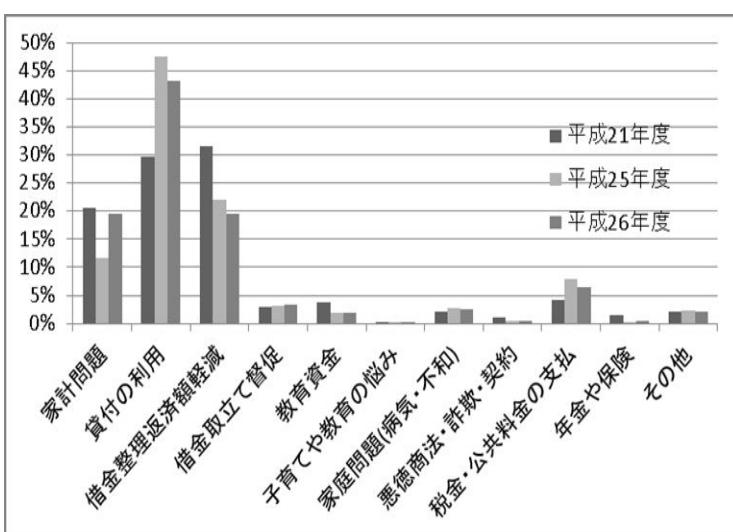
※グリーンコープ広報が一番多く、自治体広報も増えてきている。



相談のきっかけ	平成21年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
グリーンコープ広報他	1085	57%	440	25%	497	28%
消費者センター	92	5%	106	6%	91	5%
弁護士・司法書士他	17	1%	48	3%	20	1%
新聞・ラジオ・テレビ	208	11%	161	9%	214	12%
自治体広報	45	2%	131	7%	164	9%
インターネット	115	6%	150	9%	144	8%
勤務先・知人・友人	143	7%	122	7%	103	6%
以前来訪	8	0%	10	1%	14	1%
その他	184	10%	583	33%	540	30%
計	1897	100%	1751	100%	1787	100%

## (3) 相談したい内容

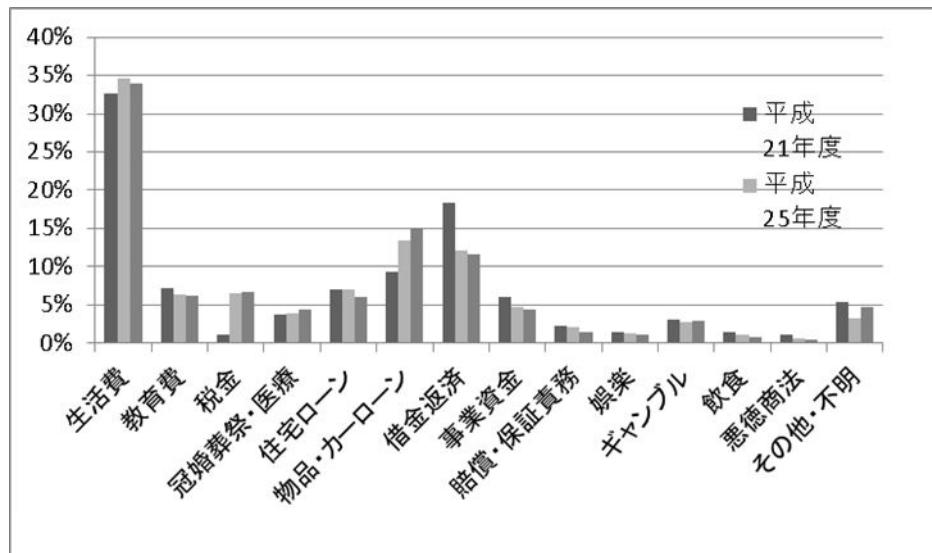
※借金整理は減少傾向。貸付の利用や税金・公共料金の支払は昨年より低いが増加傾向。



相談したい内容	平成21年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家計問題	658	21%	355	12%	675	20%
貸付の利用	952	30%	1440	47%	1490	43%
借金整理返済額軽減	1012	32%	667	22%	672	20%
借金取立て督促	95	3%	97	3%	116	3%
教育資金	122	4%	57	2%	64	2%
子育てや教育の悩み	10	0%	5	0%	5	0%
家庭問題(病気・不和)	70	2%	81	3%	89	3%
惠徳商法・詐欺・契約	32	1%	13	0%	18	1%
税金・公共料金の支払	132	4%	237	8%	222	6%
年金や保険	48	2%	10	0%	17	0%
その他	67	2%	71	2%	75	2%
計	3198	100%	3033	100%	3443	100%

## (4) 債務の原因

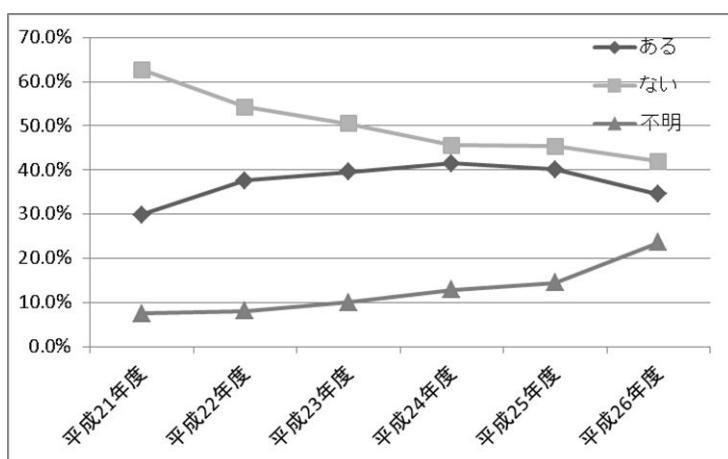
※生活費が一番多く、税金滞納が増加傾向。借金返済は減少傾向。



債務の原因 (複数回答)	平成21年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
生活費	1004	33%	1104	35%	1164	34%
教育費	223	7%	204	6%	211	6%
税金	36	1%	207	6%	229	7%
冠婚葬祭・医療	114	4%	126	4%	151	4%
住宅ローン	214	7%	223	7%	209	6%
物品・カーローン	287	9%	428	13%	516	15%
借金返済	565	18%	389	12%	399	12%
事業資金	185	6%	153	5%	150	4%
賠償・保証債務	71	2%	66	2%	51	1%
娯楽	42	1%	43	1%	40	1%
ギャンブル	95	3%	89	3%	97	3%
飲食	43	1%	36	1%	29	1%
悪徳商法	34	1%	19	1%	17	0%
その他・不明	168	5%	106	3%	161	5%
計	3081	100%	3193	100%	3424	100%

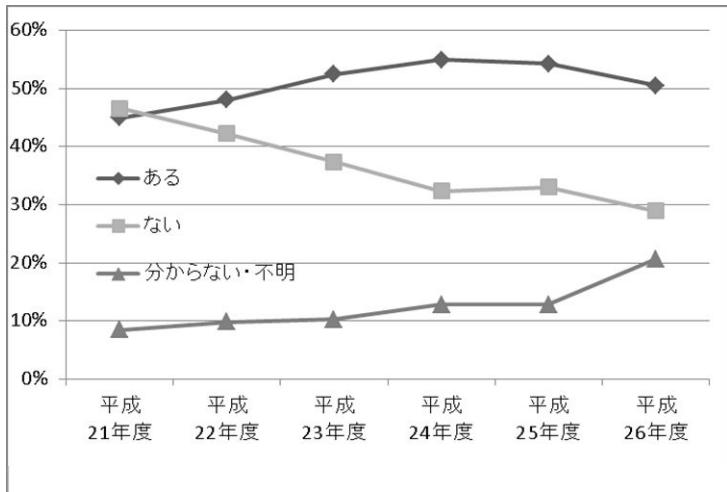
## (5) 過去の債務整理状況

※過去の債務整理ありは減少傾向。



過去の債務整理	合計				
	ある	ない	不明	合計	
平成21年度	件数	531	1116	134	1781
	割合	29.8%	62.7%	7.5%	100.0%
平成22年度	件数	777	1121	167	2065
	割合	37.6%	54.3%	8.1%	100.0%
平成23年度	件数	849	1084	215	2148
	割合	39.5%	50.5%	10.0%	100.0%
平成24年度	件数	1110	1220	345	2675
	割合	41.5%	45.6%	12.9%	100.0%
平成25年度	件数	818	925	296	2039
	割合	40.1%	45.4%	14.5%	100.0%
平成26年度	件数	790	960	541	2291
	割合	34.5%	41.9%	23.6%	100.0%

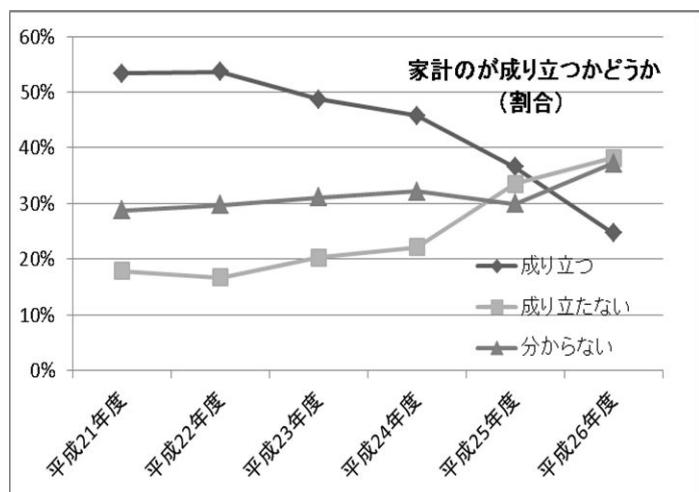
## (6) 税金・家賃・公共料金の滞納



※家計が分からぬ人が年々増加。

税金・家賃・公共料金の滞納		ある	ない	分からぬ・不明	合計
平成21年度	件数	800	830	151	1781
	割合	44.9%	46.6%	8.5%	100.0%
平成22年度	件数	992	871	202	2065
	割合	48.0%	42.2%	9.8%	100.0%
平成23年度	件数	1126	803	219	2148
	割合	52.4%	37.4%	10.2%	100.0%
平成24年度	件数	1469	864	342	2675
	割合	54.9%	32.3%	12.8%	100.0%
平成25年度	件数	1106	673	260	2039
	割合	54.2%	33.0%	12.8%	100.0%
平成26年度	件数	1156	662	473	2291
	割合	50.5%	28.9%	20.6%	100.0%

## (7) 家計の状況

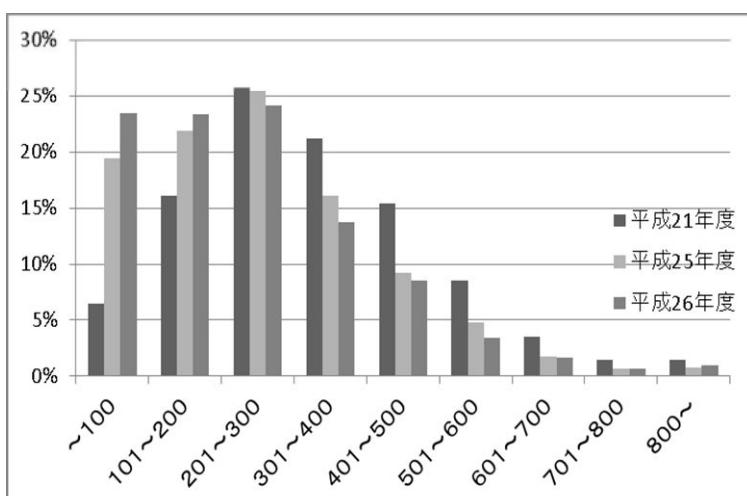


※家計が成り立たない、もしくは分からぬが増えている。

家計の状況		成り立つ	成り立たない	分からぬ	合計
平成21年度	件数	951	318	512	1781
	割合	53.4%	17.9%	28.7%	100.0%
平成22年度	件数	1107	345	613	2065
	割合	53.6%	16.7%	29.7%	100.0%
平成23年度	件数	1045	436	667	2148
	割合	48.6%	20.3%	31.1%	100.0%
平成24年度	件数	1224	591	860	2675
	割合	45.8%	22.1%	32.1%	100.0%
平成25年度	件数	744	684	611	2039
	割合	36.5%	33.5%	30.0%	100.0%
平成26年度	件数	565	874	852	2291
	割合	24.7%	38.1%	37.2%	100.0%

## (8) 家族の年収

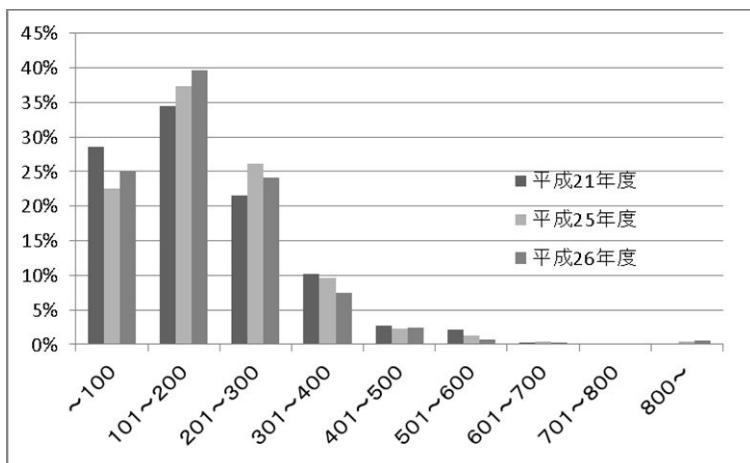
※300万以下が多く、100万以下が増加している。



家族の年収	平成21年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
~100	103	6%	395	19%	537	23%
101~200	258	16%	446	22%	535	23%
201~300	412	26%	519	25%	552	24%
301~400	339	21%	328	16%	315	14%
401~500	247	15%	188	9%	196	9%
501~600	137	9%	97	5%	79	3%
601~700	57	4%	36	2%	39	2%
701~800	23	1%	14	1%	16	1%
800~	24	2%	16	1%	22	1%
計	1600	100%	2039	100%	2291	100%

## (9) 本人の年収

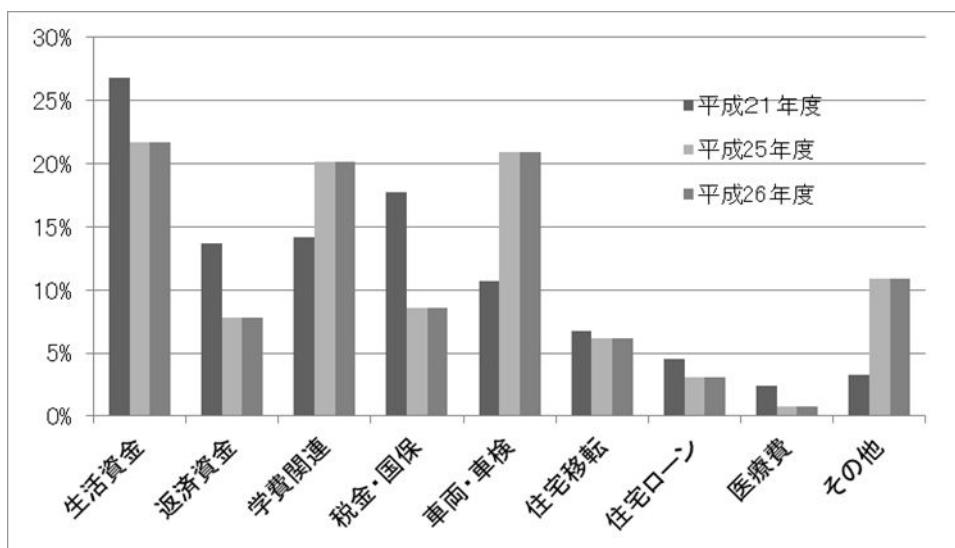
※100～200万以下が一番多く、100万以下は昨年よりも増えている。



本人の年収	平成21年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
~100	356	29%	333	22%	421	25%
101~200	430	35%	553	37%	668	40%
201~300	268	22%	387	26%	407	24%
301~400	126	10%	142	10%	126	7%
401~500	33	3%	33	2%	40	2%
501~600	26	2%	18	1%	11	1%
601~700	4	0%	6	0%	4	0%
701~800	1	0%	2	0%	2	0%
800~	1	0%	7	0%	9	1%
計	1245	100%	1481	100%	1688	100%

## (10) 貸付の用途

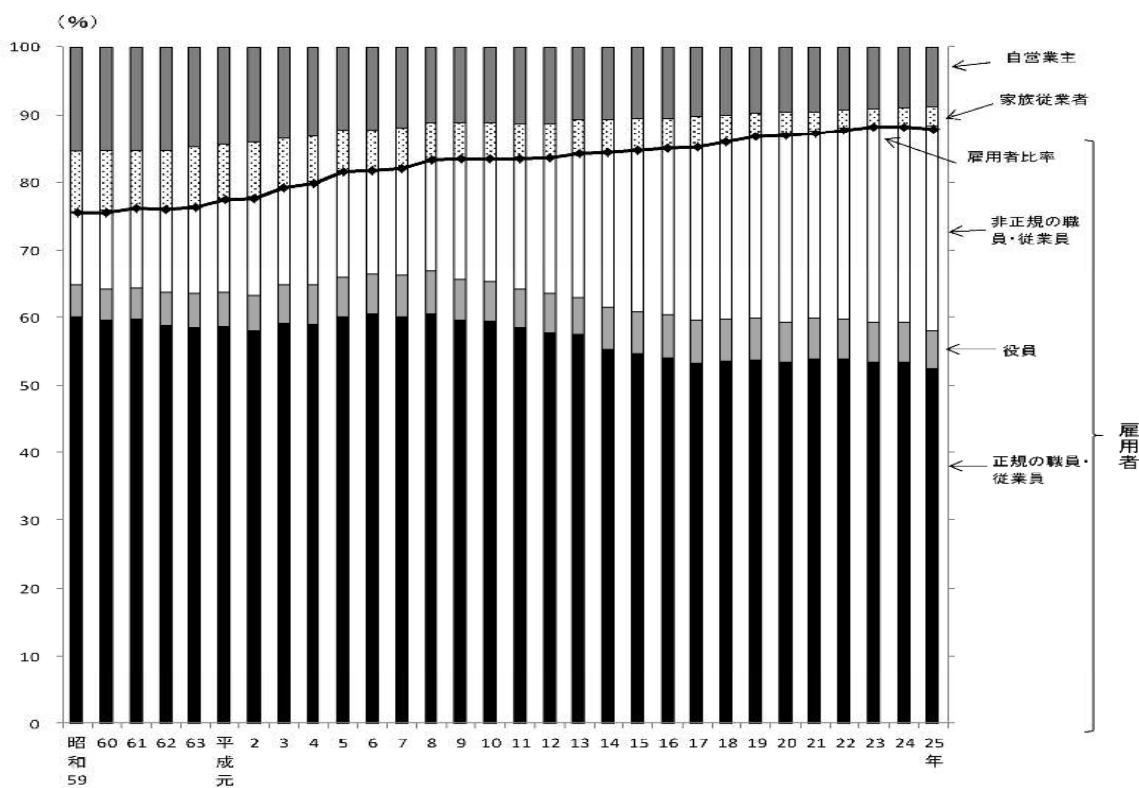
※生活資金が一番多く、学費や車両・車検費用も増加傾向。



貸付の用途 (重複あり)	平成21年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
生活資金	100	27%	28	22%	65	22%
返済資金	51	14%	10	8%	35	8%
学費関連	53	14%	26	20%	50	20%
税金・国保	66	18%	11	9%	18	9%
車両・車検	40	11%	27	21%	34	21%
住宅移転	25	7%	8	6%	21	6%
住宅ローン	17	5%	4	3%	3	3%
医療費	9	2%	1	1%	4	1%
その他	12	3%	14	11%	32	11%
合計	373	100%	129	100%	262	100%

## 2. 多重・過剰債務、生活困窮の社会的背景

### (1) 就業者の内訳の推移

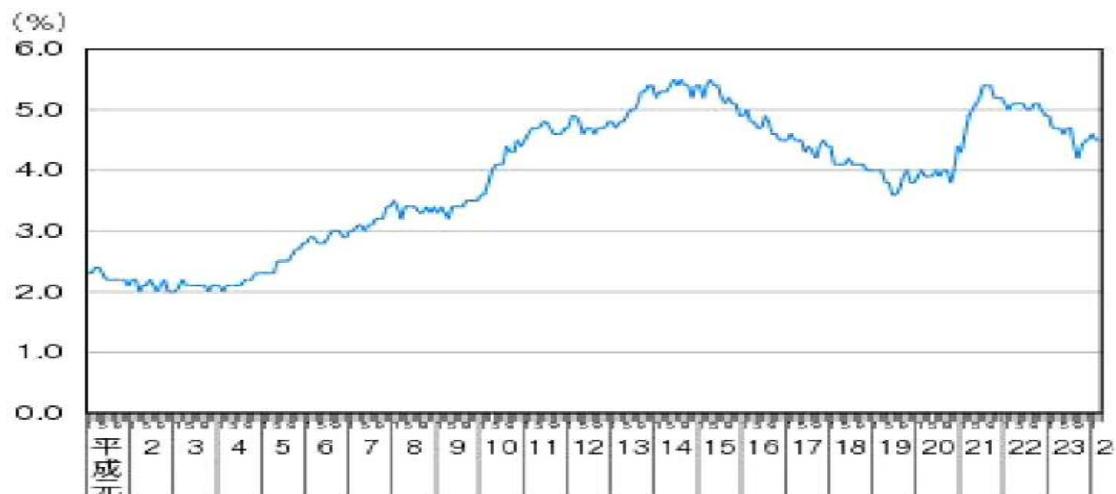


資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注)昭和59年から平成13年は労働力調査特別調査の2月調査の数値を、平成14年から平成25年は労働力調査(詳細集計)の年平均の数値を使用している。

※厚生労働省 労働市場分析レポート資料より

### (2) 完全失業率の推移

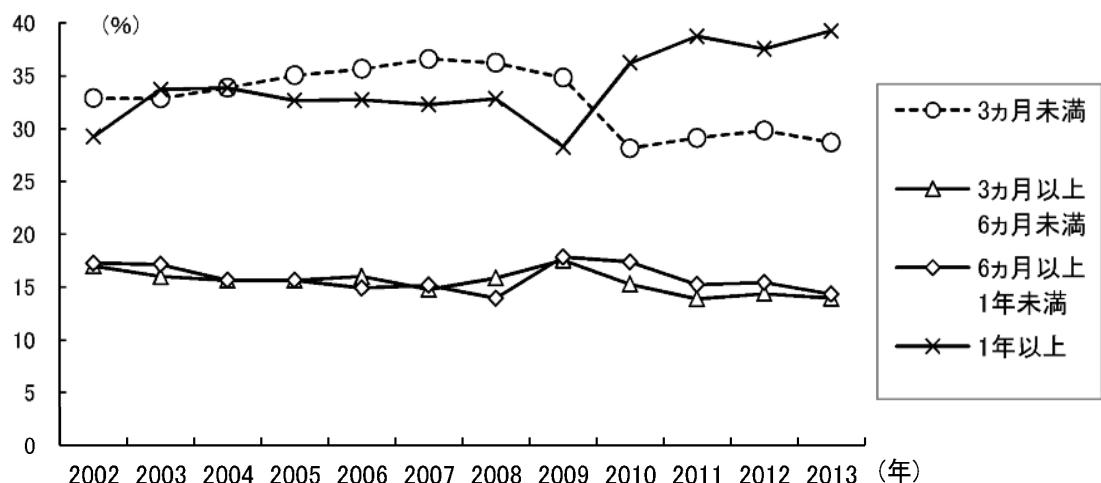


※ 平成23年3～8月は、補完推計値を用いた参考値

(出典)総務省「労働力調査」

・ 2014年の完全失業者数は228万人（出所 総務省・労働力調査）

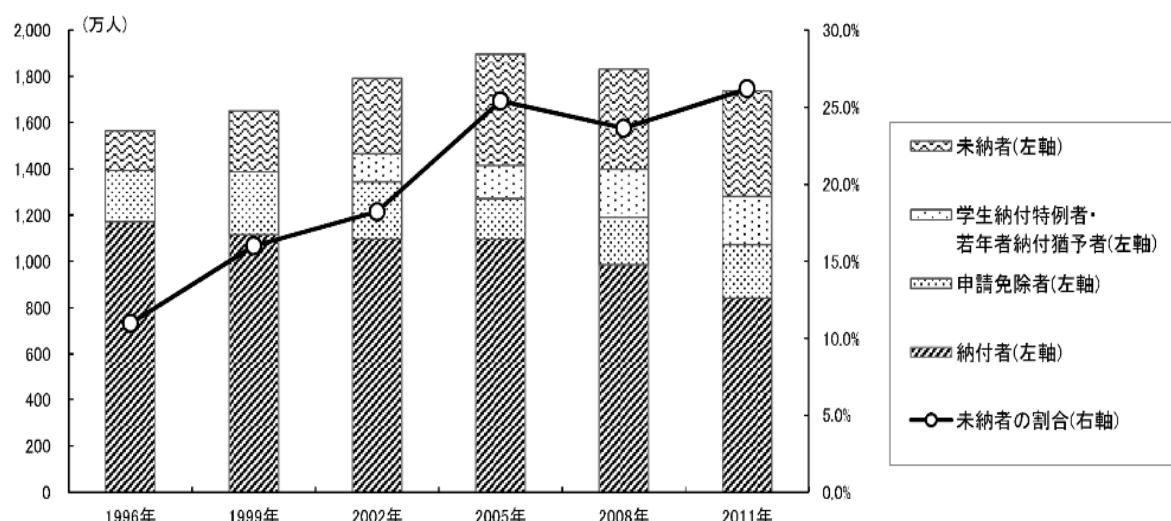
### (3) 失業期間別失業者の割合の推移



(資料) 総務省統計局 『労働力調査』 をもとに作成

※日本総研 家計相談支援事業の運営の手引き別冊より

### (4) 国民年金未納者割合の推移



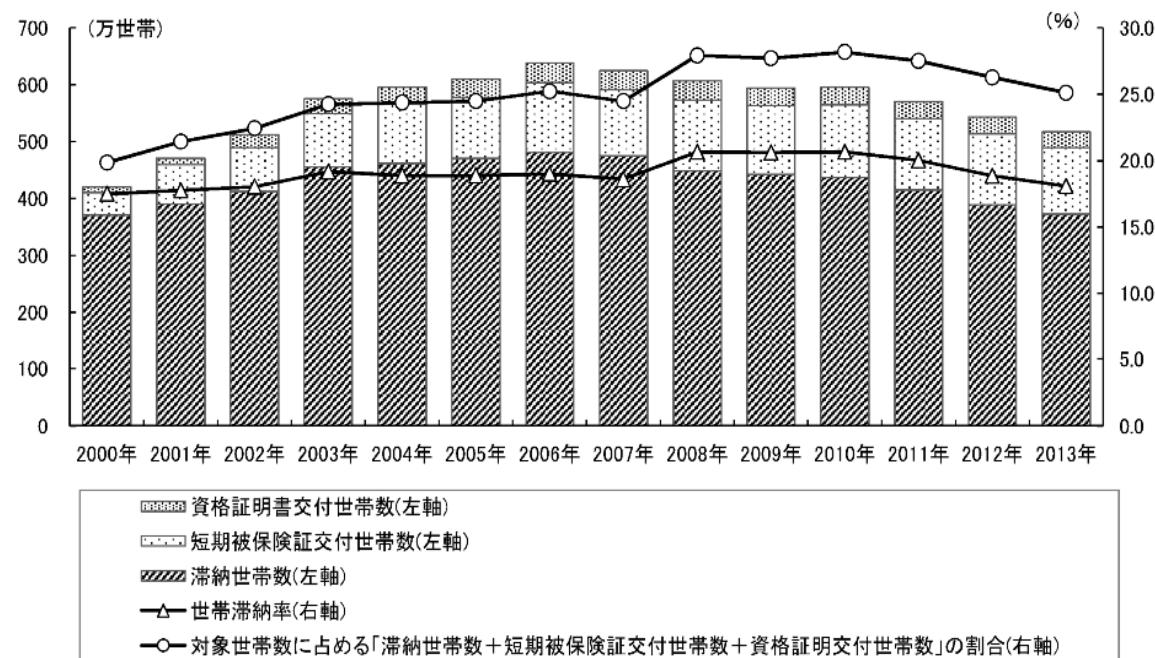
(注) 「申請免除者」とは、保険料の納付が困難な場合に、申請により承認を受けると  
国民年金の保険料が免除される制度に基づく免除者を指す

(資料) 厚生労働省 『国民年金被保険者実態調査』 をもとに作成

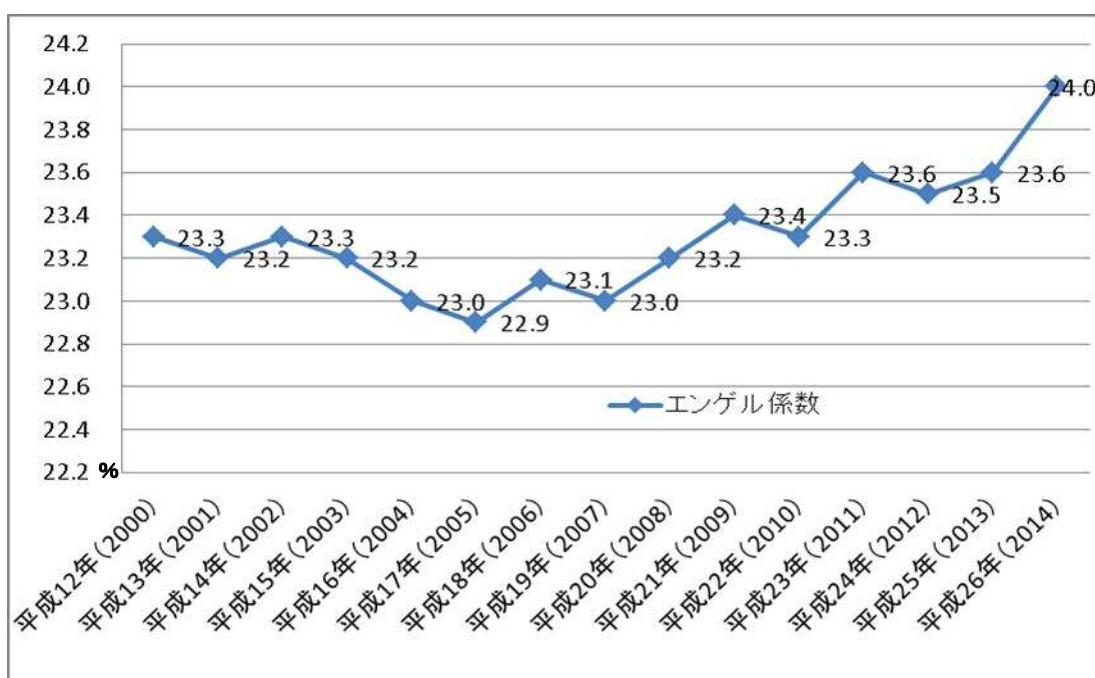
※日本総研 家計相談支援事業の運営の手引き別冊より

・2014年の滞納世帯数は372万人(出所 厚生労働省平成 24 年度国民健康保険(市町村)の財政状況より)

## (5) 国民健康保険料（税）滞納世帯数の推移

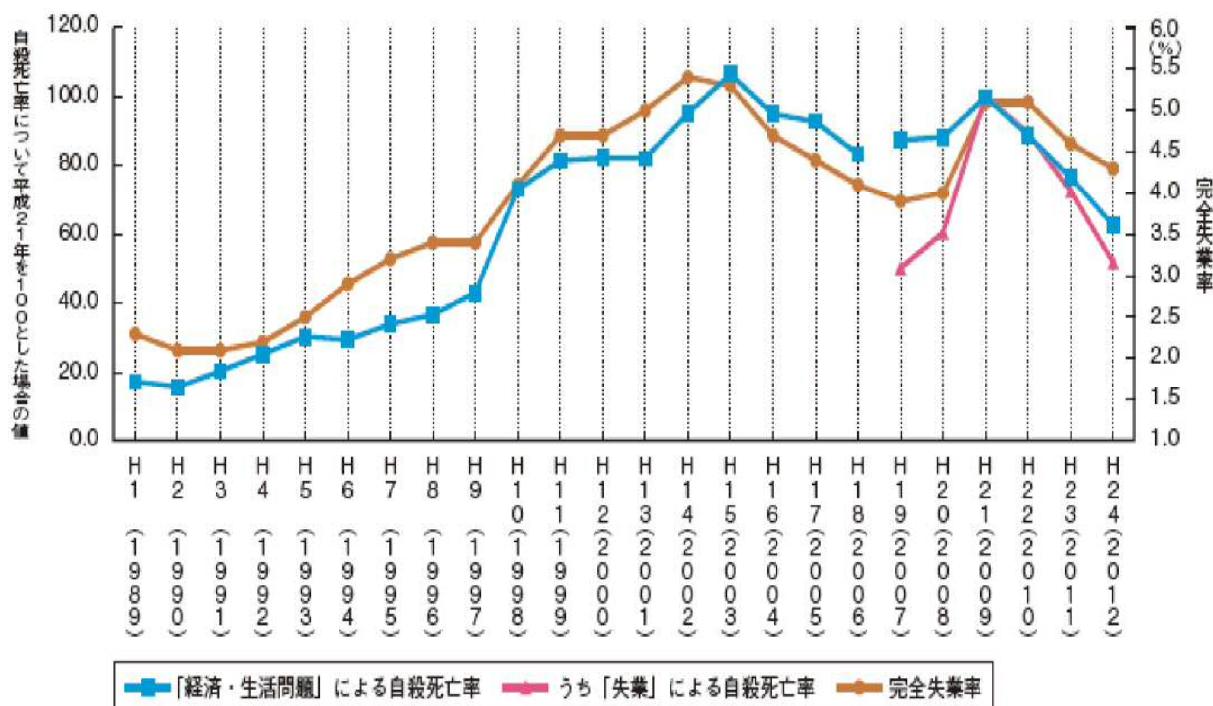


## (6) エンゲル係数の推移



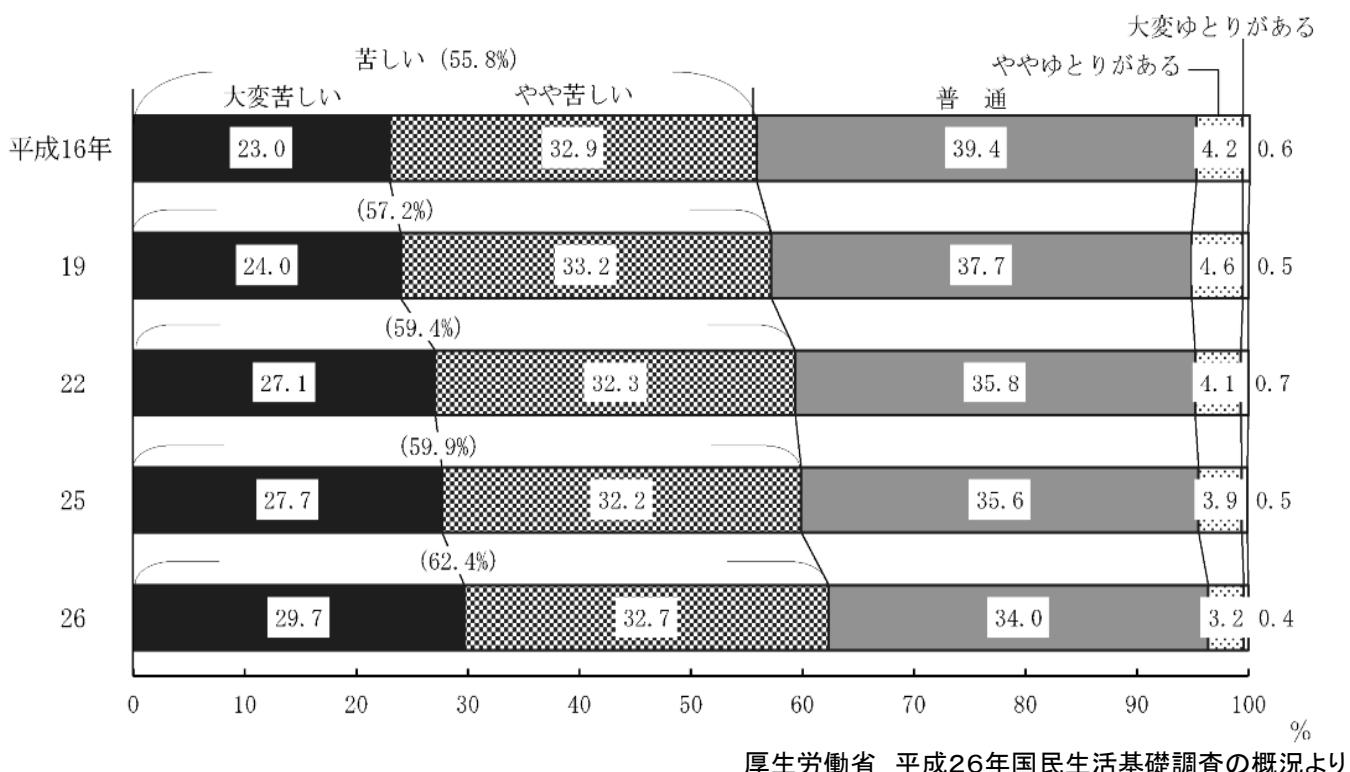
資料：総務省「家計調査」の二人以上の世帯を基にグリーンコープで作成

## (7) 原因・動機別にみた自殺動向の変化



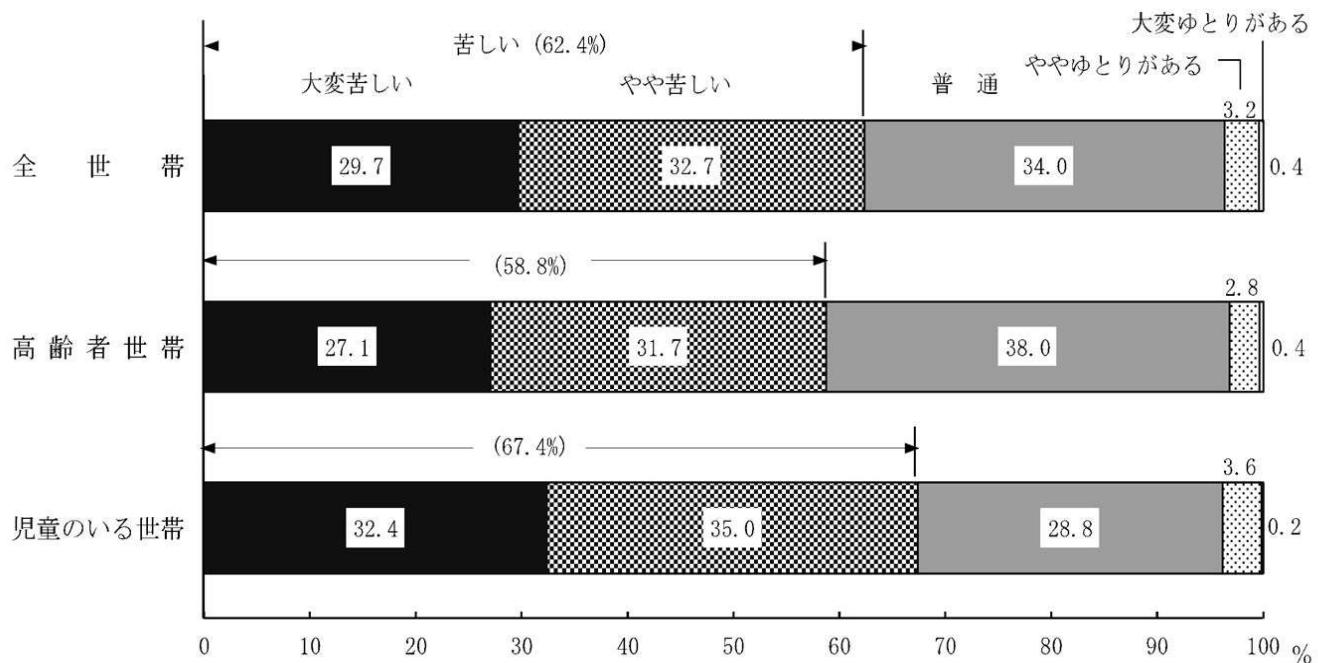
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」、総務省「人口推計」及び総務省「労働力調査」より内閣府作成

## (8) 世帯の生活意識の年次推移



## (9) 各種世帯の生活意識

平成26年



厚生労働省 平成26年国民生活基礎調査の概況より

## (10) 日本信用情報機構に登録されている延滞者

	22年	23年						24年
	7月	4月	6月	8月	10月	12月	3月	
短期延滞者数(3ヶ月から1年未満未入金) 【万人】	57	45	43	47	43	40	40	
長期延滞者数(1年以上未入金) 【万人】	407	408	407	407	403	405	393	

(出典) (株)日本信用情報機構

## (11) 貸金業利用者の一人当たり残高金額及び5件以上無担保無保証借入残高がある人数

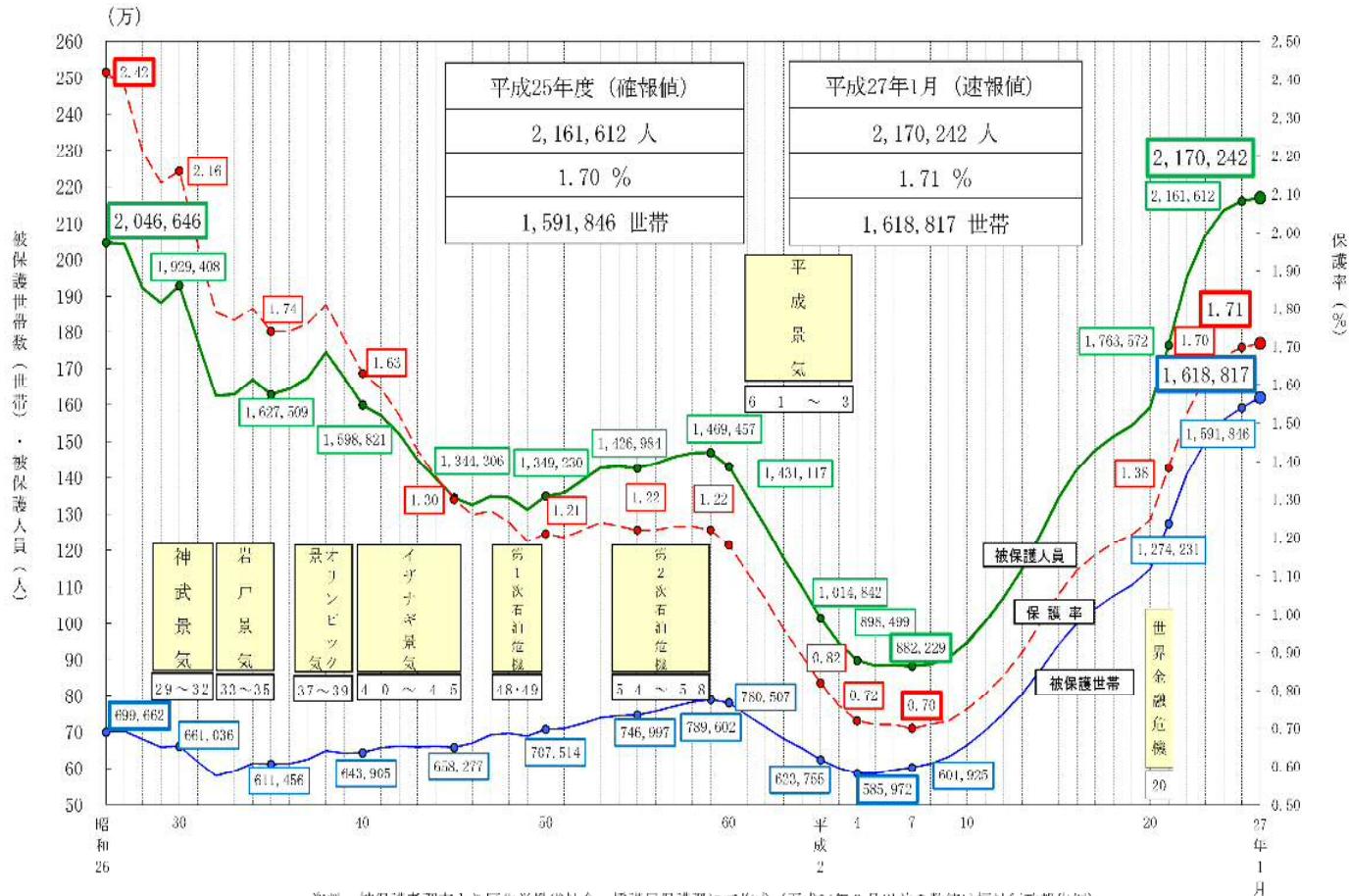
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額

	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	22年 3月末	23年 3月末	24年 3月末	25年 3月末	26年 3月末	27年 3月末
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	171	118	73	84	70	44	29	17	14
(参考) 3件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	443	378	319	374	331	257	211	159	140
1人当たり残高金額【万円】	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1	59.0	54.8	52.6	52.4

(出典)株日本信用情報機構

(注) 平成21年3月末までは全国信用情報センター連合会(現株日本信用情報機構)の情報。平成22年3月末以降は株日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した株テラネット及び株シーシービーの情報に基づくもの。

## (12) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



### 3. 家計相談支援の役割

#### (1) 相談者が抱えている背景にある問題が、家計相談から見える

##### よくある生活再生相談

- ・多重債務で借金がふくれ、生活費が足りない。
- ・生活保護受給ができないと言われた。
- ・就労が出来ず収入がない。
- ・家賃が払えず、ホームレスになった。
- ・電気・ガス・水道代などが支払えず、ライフラインが止まりそう。
- ・家賃が支払えず、退去命令がでている。
- ・保護費を落として困っている。
- ・仕事が決まったが、それまでの生活費が不足している。
- ・母子家庭で今の収入では生活費が足りない。
- ・滞納や借金をまとめて返済して、月の支払を少なくしたい。
- ・子どもの入学金が足りない。
- ・お金がなく、車税の支払いや車検が出来ず困っている。
- ・身内の冠婚葬祭のためのお金がない。
- ・家賃が安いところに引越ししたいが引越しの資金がない。

##### (現在の相談状況)



##### お金の問題

- ・借金の返済
- ・税金の滞納
- ・電気代、水道料金の滞納
- ・市営(町営)住宅家賃滞納
- ・保育料の滞納
- ・校納金の滞納
- ・国民健康保険の滞納
- ・国民年金の滞納
- ・介護保険料の滞納

##### 背景には本人の精神的な課題など

- ・対人関係や就労への不安を抱えている。
- ・面談をする中で、うつ症状や対人不安や発達障がいが見受けられる。
- ・病気を抱えているが病院に通院できていないなど。
- ・家族との共依存関係など。
- ・虐待、育児ノイローゼなど。
- ・独居高齢者で支援が必要。
- ・ギャンブル・アルコール依存。

##### 背景に家族の問題が

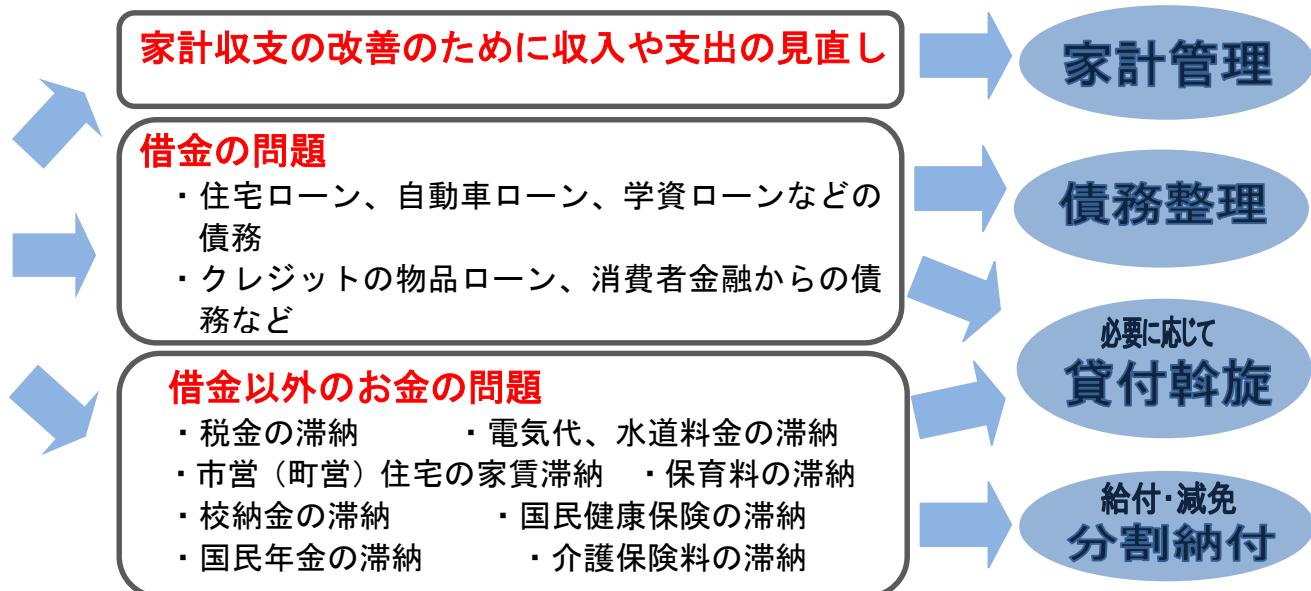
- ・家族に障がい者（又は精神障がい者）がいるが、必要な支援を受ける方法が分からず。
- ・家族にうつ症状・対人不安・パニック障がい・発達障がいがある。
- ・DV（家庭内暴力）被害がある。
- ・ギャンブル・アルコール等依存症を抱える家族がいる。
- ・ひきこもり、登校拒否等の家族がいる。
- ・認知症の家族を抱えている。
- ・家族が生活費を入れない、または生活費をあてにされている。

相談者自身が課題と気づいていないことにも  
本人の気付きを促し、  
解決のための継続した  
相談につなぎます。



自立相談支援事業所や  
各関係機関へ

## (2) 相談内容のうち家計相談支援で解決していく内容



## (3) 家計相談支援が効果的な役割を果たすと思える事例

以下のどれか一つでも該当すれば、効果的に作用すると思われる。

- ① 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- ② 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人
- ③ 収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- ④ 収入が少なかつたり波があるが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- ⑤ 家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人
- ⑥ カードに頼って生活や買い物をして、いくら借金があるのか把握していない人
- ⑦ 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、校納金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞している人
- ⑧ 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している
- ⑨ 生活保護受給者であるが就労収入や年金収入があり、保護費減額などにより収入管理が難しい人
- ⑩ 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4か月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

ただし、上記の状況の発生が病的な障がいなどに起因する場合や相談者の管理能力のはなはだしい欠如などにより発生していると思える場合、何らかの心理的背景があり家計を維持したり管理すること自体を拒否されている場合などは、家計再生支援と同時に、そもそもその課題を解決するための支援も同時に必要となる。

それは、家計再生支援は相談者の意思と相談者の理解に基づき家計を再生することを支援するというのが基本であるため、相談者の能力が伴わない場合は別の方策を検討する必要があるからである。

## 4. 事例報告 1

### 偽装質屋被害者に貸付した事例

相談者： 女性 80 代（遺族厚生年金、老齢基礎年金受給者）

家族： 一人暮らし

収入： 遺族厚生年金 6.8 万円 老齢基礎年金 6.2 万円 合計 13 万円／月

債務： 友人に 2 万円

滞納： 家賃 1.95 万円（先月分）

#### 相談内容

- 年金担保の偽装質屋（商店名アオキ・えびす・トラヤなど数社）の被害者。弁護士からの紹介。
- 10月15日の年金で、偽装質屋に9.9万円を返済し、貸してもらはず残った年金（16.1万円）を2ヶ月の生活費としてきたが、12月15日の年金支給日までの生活費が足りない。

#### 状況

- 夫は拾数年前から病気療養中だったが5年前に死去。子どもはない。
- 今年亡くなった実兄の看病をしてきたが、相談者本人に持病があるため、バスに乗れず交通費がかさみ、相談者自身が階段で転倒し骨折する。その医療費のために偽装質屋から8万円を借りる。その後、年金月に9.9万円を返済し、再度8万円を借りる生活をしてきた。
- 持病のため、週1回家事支援をしてもらっている。
- 亡くなった夫は実家の墓にも入れず、お寺に預けているため、年間2万円の管理費が必要。

#### 家計表作成・家計指導

- 相談時は偽装質屋への返済と医療費の増加で、1ヵ月後の年金まで所持金は1万円。
- 相談時家計表では、偽装質屋への返済がなければ、およそ利息分の1.8万円が黒字とわかる。
- 今後の通院等を考慮し、家計予算には交通費を計上する。

#### 解決方法 — 毎日の資金繰り表、キャッシュフロー表を作成

- 公共料金滞納分の一部支払（1万円）と1ヵ月分の家賃の支払い分を貸付で解決し、12月15日の年金支給日までのお金の使い方を「毎日の資金繰り表」でアドバイス。
- 兄の初盆費用、お寺への供物等の費用、及び借入金の返済についても計画を立てる。  
貸付金 5万円 6,250円／月の8回払い

#### 相談、貸付後

- 1ヵ月後、相談者から連絡。「生活も安定している。せめてお礼の気持ちだけでもとお菓子をおくりました」とのこと。
- その後も電話で入院等の連絡など相談がある。

#### 現在の様子

- 計画通り平成25年7月に完済。生活について不安がなくなったとのお礼。体調はあまりよくなく、入退院を繰り返している様子。今後、サポートが必要。

ID

## 3. 相談時家計表と家計計画表

相談者氏名 偽装質屋の被害者  
担当相談員名 \_\_\_\_\_

世帯基本情報 世帯人員計		1人
【内訳】成人	1人	
うち高齢者	0人	
未成年(下記以外)	0人	
大学生等	0人	
高校生	0人	
中学生	0人	
小学生	0人	
未就学児	0人	

収入		
名義人	費目	金額(円)
	前月からの繰越金	
	基本収入	130,000
本人	給与 ①	
	給与 ②	
配偶者	給与 ①	
	給与 ②	
本人	年金	130,000
配偶者	年金	
同居者( )	年金	
	臨時収入・賞与	0
本人	( 賞与 年間 万 )	
配偶者		
	援助収入や手当等の収入(毎月)	0
	雇用保険	
	生活保護	
	養育費	
	援助	
	援助収入や手当等の収入(毎月以外)	0
	児童手当	
	児童扶養手当	
	援助	
	副次的な収入	
	借入金	0
借入金	( )	
	預貯金取崩し	
	当月の収入合計	130,000
	前月繰越含む収入合計	130,000

支 出	見直し後	備考
費 目	相談時	家計計画
住居費	20,000	20,000
家賃	19,500	19,500
管理費	500	500
維持費・修理費・更新費		
基本生活費	67,000	71,000
食費	21,000	25,000 増加4000
外食費	5,000	5,000
電気代	3,500	3,500
ガス代	5,000	5,000
水道代	2,500	2,500
灯油代	4,000	4,000 冬場
被服・理美容・雑貨費	6,000	6,000 美容院1000・被服3000他
医療費・介護費等	20,000	20,000 デイや病院
通信費・車両費	11,000	11,000
電話・携帯電話・インターネット	5,000	5,000
ガソリン代(通勤費含む)		
駐車場代		
車検・車修理代		
通勤交通費	6,000	6,000 バス・タクシなど移動費用
教育等費用	0	0
学費・保育料・給食費等		
部活動等の費用		
通学交通費		
塾・習い事費用		
お小遣い・仕送り生活費		
教養・娯楽費用	5,000	5,000
新聞・本・雑誌・教養用品	3,000	3,000
遊興費・娯楽費用		
冠婚葬祭等	2,000	2,000 お布施・香典等年2.4万
その他	3,000	3,000
酒代/酒飲食交際費		
たばこ・お小遣い	3,000	3,000
税金・保険	5,500	5,500
税金(住民税・固定資産税・自動車税等)		
社会保険料(国保・国民年金等)	5,500	5,500 後期高齢・介護保険
貯蓄型保険(学資・年金保険等)		
掛捨て型保険(車・火災等)		
その他保険料		
		返済金以外の計
返済金	49,500	6,250 #VALUE!
住宅ローン		
自動車ローン		
銀行		
消費者金融		
クレジット(キャッシング・物品)		
滞納税金・社会保険料等		
滞納生活費(家賃・光熱水費等)		
個人からの借金		
その他の返済	49,500	0 偽装質屋返済なしへ
家計再生のための新規借入の返済		6,250 貸付金の返済
預貯金預入れ		
当月の支出合計	161,000	121,750
翌月への繰越金	-31,000	8,250 赤字から黒字へ
翌月繰越含む支出合計	130,000	130,000

## 5. 参考資料

2012年(平成24年)11月22日(木曜日) 日本経済新聞(夕刊)

### 年金担保に高利貸し疑い 2社摘発

## 借入先失い困窮相次ぐ

**年金担保貸し付けのイメージ**

質店を装い、年金を担保に高利で現金を貸し付けていたとして、福岡県警が県内の2社を貸金業法違反容疑で摘発した事件が、利用者に動揺を広げている。借りたお金を次の年金支給時に返し、また借りるという生活に追い込まれていた高齢者も多いとされ、2社の融資停止で借入先を失い、困窮する人が相次いでいる。弁護士会などは相談会や緊急貸し付けなどの対応に乗り出した。

「何でもいいから持つてきて。なければ100円均一店で買って」。福岡市内の「質店」を5年ほど前から利用してきた年金受給者の70歳代女性。最初は店員に言われた。福岡県警が家宅捜査したところ、月3万~5万円を生活資金として借り、2ヵ月に1度の年金を受けた。この店舗を含む計8店舗で生活を続けていた。その後、月3万~5万円を生活資金として借り、2ヵ月に1度の年金を受けた。県警が摘発したのは、支給日は受給口座から自動引き落として返済する。支給日に受給口座から自動引き落として返済する。

2社の利息は年96%。9.5%を下回るもの、なく、生活費に困窮する。賃屋業法の上限20%は大きく上回る。同法は年金を担保にすることも禁じない。他に借入先が2社を巡っては既に、高齢者も出始めているといふ。

2社を巡っては既に、県内の年金や生活保護の黒木和彰・消費者委員長は質店を離れるのに、違法な高利貸しをする悪質なヤミ業者だと指摘する。

ンエスター」(同)。

利用者は年金支給日、

支給額の大半を元本や利

息として口座から自動振

替で回収されるため「借

りては返す」の連鎖に引

き込まれた高齢者らも多

い。10月19日に家宅捜索を受けた2社は貸し付けを停止し、その4日前が支給日だった年金を回収された利用者は「收入」がないまま、手元にあった数

千円の指輪やブローチを

質入れし、数万円を手に

した。

支給日は受給口座から自

動引き落として返済する

。

福岡県警が家宅捜査した2社の貸し付け停止で困窮した高齢者が別のヤミ金などに頼る事態を防ぐうと

ケリーンコーポ生協ふくおか(福岡市博多区)は少額の緊急貸し付けを始めた。

「もう2千円しか財布にない」「払い過ぎた分を返してほしい」。11月初め、

### 別のヤミ金に頼る事態防げ

福岡県弁護士会の呼び掛けで、県内4カ所で開いた説明会に同生協も相談員を派出

た。

性の高い人には保証人なし

す。

同生協がこれまで受けた

相談の中には、2社につい

て「高齢な

に貸してくれ

てありがた

い」と話す人もいるという。

相談員が家計の管理や債務整理を助言し、生活の立て直しも支援する。

## 生協が緊急貸し付け

福岡県弁護士会の呼び掛けで、県内4カ所で開いた説明会に同生協も相談員を派出した。訪れた60~80歳代の男女約30人の相談に応じた。

同生協の担当者は「通常2回間かかる審査を短縮し、

次回12月の年金支給日まで

整理を助言し、生活の立て直しも支援する。

## 借りては返す連鎖

性の高い人には保証人なしす。

同生協がこれまで受けた

相談の中には、2社につい

て「高齢な

に貸してくれ

てありがた

い」と話す人もいるという。

相談員が家計の管理や債務

(第3種郵便物認可) 【新聞定価1ヶ月3,925円(本体3,738円)】1部売り(消費税込み) 朝刊130円 夕刊50円

## 「偽装質屋」強制捜査

### 福岡県警 年金担保 高利貸し付け

福岡県警は19日、資金業者でないのに質屋を装い違法な高金利で金を貸し付けていたとして、福岡市内の2社と、両社が経営する計8店舗などを資金業法違反(無登録営業)容疑で家宅捜査した。実態は資金業だが、実質的に年金を担保として高齢者数千人に計数億円を貸し付けていた模様で、県警は組織的犯行とみて出資法違反(高利)容疑の立件を視野に捜査を進める。年金を担保に高利で貸し付ける「偽装質屋」への強制捜査は全国でも異例といふ。

【山本太一、尾垣和幸】

県警や関係者による長は親子関係にあって、長は同じビルに本部を構え、恵比寿が「えびす」の店名で営業している。いずれも07~08年に賃屋として営業登録。社員(60~70代)から数人(60~70代)で、いずれも07~08年に賃

惠比寿の捜査容疑  
同じビルに本部を構  
え、恵比寿が「えびす」  
の店名で営業してい  
る。

千円の時計などを預かり、計8万円を貸し付けた上で年金口座から元本と利息を回収し、それも實際は安価な品物を買入れさせて多額の金を貸し付け、その後、客の年金口座から元本と利息を自動引取った。資金業法は利息10%が上限で、年金を担保とすることへの禁止規定もないため質屋は年金などの自動引き落としの口座手続きを行い、数万~数十万円を貸し付けていた。

提訴した福岡市の夫婦は08年4月から約4年間にわたって一度に3万~15万円借り、年96%の利息を含むと計670万円に膨らんだ。借りて返すサイクルで、年金のほか原資をも引き落とされ

たとされる。ダイギン

き落として定期的に回

收していたという。両

も同様の手口で10年6ヶ月、11年6月、同県久留米市の店で、女性2人(60~70代)に計13万円を貸し付けたとき

は年20%で、年金を担保にしてはならないと

している。しかし、質

屋だから質物が必要だ

ら持ってきて」と説明

しているという。数千

人程度の貴金属を質に

入れた形にした上で年

金生活者も多く、「貸

すれも實際は安価な品

物を買入れさせて多額

の金を貸し付け、その

後、客の年金口座から

元本と利息を自動引

取る。

県警の調べでは、い

た。

資金業法の上限利

率(60~70代)に計13

万円を貸し付けたとき

は年20%で、年金を担

保してはならないと

している。しかし、質

屋法は利息10%

5%が上限で、年金を

担保とすることへの禁

止規定もないため質屋

は年20%で、年金を担

保してはならないと

している。しかし、質

屋法は利息10%</p

## **講義 4・演習 1**

1. 「家計相談支援が効果的な役割を果たすと思える事例」

1) ②では、債務や借金の整理に取組み始めたのに、何がなぜ問題になると思いますか？

2) ⑨⑩の年金受給の人や母子家庭の相談者の家計管理が難しいのは何故でしょうか？

